

建 第 297 号
令和 3年 9月 9日

(一社) 奈良県建設業協会長 殿

奈良県県土マネジメント部
地域デザイン推進局建築安全推進課長



奈良県被災宅地危険度判定士養成講習会の参加について（依頼）

日頃より建築行政にご協力を賜りありがとうございます。

被災宅地危険度判定制度は、平成7年の阪神・淡路大震災が契機となって創設された制度で、大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害状況を迅速かつ的確に把握し、危険度の判定を行うことによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図ることを目的としています。

本県においても平成12年5月に県及び市町村等により奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を設立し、被災宅地危険度判定が円滑に行えるように判定体制の整備を行っているところです。

つきましては、被災宅地の危険度判定の実施に協力（ボランティア活動）していただける方で、下記資格要件を有する方を対象に別添のとおり「奈良県被災宅地危険度判定士養成講習会」を開催いたしますので、別紙ポスターの掲示など会員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

記

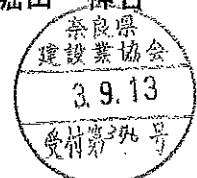
資格要件

奈良県内に居住地又は勤務先の所在地を有し、かつ次の要件のいずれかに該当する者。

- 1) 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトのいずれかに該当する者。(様式第2号裏面参照)
- 2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者。
ただし、土木・建築の技術職員として採用された者を前提とする。
- 3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認める者。
- 4) 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者又は建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者若しくは二級施工管理の資格を有した後、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認める者。

<問い合わせ先>

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局
建築安全推進課開発指導係 担当：堀田・神谷
TEL：0742-27-7573



『奈良県被災宅地危険度判定士養成講習会』のご案内

被災宅地危険度判定は、大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、危険度の判定を行うことによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図ることを目的としています。

本県においても、地震または降雨等の災害時の被災宅地の危険度判定の実施に備えるため、平成9年度から被災宅地危険度判定士の養成・登録の維持に向けて取り組んでおり、本年度も危険度判定の実施に必要な知識及び技術を習得していただくための講習会を開催いたします。

地震または降雨等の災害による被災宅地の危険度判定に協力（ボランティア活動）していただける方については、この機会に是非受講され「被災宅地危険度判定士」として県登録を受けていただきますようお願いいたします。

主 催：奈良 県

1. 日時及び場所等

日時：令和3年10月26日(火) 13:45～16:30（受付は13:15より）

場所：奈良公園バスターミナル レクチャーホール（奈良県庁舎 東隣）
（奈良市登大路町76 TEL 0742-81-3151）

※ 公共交通機関のご利用をお願いします。

2. 受講資格

奈良県内に居住又は勤務先の所在地を有し、かつ次の要件のいずれかに該当する者。

- 1) 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトのいずれかに該当する者。（様式第2号裏面参照）
- 2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者。
ただし、土木・建築の技術職員として採用された者を前提とする。
- 3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認める者。
- 4) 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者又は建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者若しくは二級施工管理の資格を有した後、5年以上の実務経験を有する者など、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認める者。

3. 受講料

無料

4. 申込方法

別添の「被災宅地危険度判定士登録申請書(様式第1号)」及び「資格要件申告書(様式第2号)」又は「実務経験証明書(様式第3号)」に必要事項を記入のうえ、必要な添付書類を添えて、申込先に郵送又は持参してください。

提出書類の記載内容及び添付書類に不備がある場合には、受講できない場合がありますので十分ご注意ください。

5. 申込期日

令和3年10月6日(水)

(定員は80名です。定員になり次第、締め切らせていただきます。定員に達したために、受付できなかった場合は、担当から電話にて連絡させていただきます。)

6. 講習日程

時 間	内 容
13:15～13:45	(受 付)
13:45～13:50	開講挨拶
13:50～15:10	判定士の業務内容及び被災宅地判定技術について
15:10～15:20	(休 憩)
15:20～16:10	調査票記入の実習
16:10～16:20	質疑応答
16:20～16:30	被災宅地危険度判定士登録手続きについて

7. そ の 他

登録される方は、受講後に会場において、「奈良県被災宅地危険度判定士」として登録の手続きを行っていただきますので、以下のものをご持参下さい。

- ・ 最近6ヶ月以内に撮影した写真 1枚
(縦3cm×横2.4cmのカラー写真、顔の判別できるもの。裏面に氏名を記入。)

申込先・問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局

建築安全推進課開発指導係 堀田・神谷

TEL 0742-27-7573(直通)

様式第1号（第4条関係）

被災宅地危険度判定士

登録申請書

受付番号

申請日 令和 年 月 日

奈良県知事 殿

わたくしは、奈良県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項に該当し、第12条に定める被災宅地危険度判定士養成講習会を修了したので、第4条第1項の規定により、被災宅地危険度判定士の登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名		生年月日		T S H 年 月 日	
居住地住所		TEL ()			
勤務先	住所 名称	TEL ()			
	所属 部署				
血液型 (○で囲む)	A・B・AB・O RH+・RH-	緊急連絡先	氏名		
			TEL	()	

※申請日6ヶ月以内に撮った顔写真（縦3cm×横2.4cm）を1枚講習会当日に持参下さい。
申請者は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に ○ を付け、それぞれ→の番号にある書類を添付すること。

資格要件該当別	奈良県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号該当 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからトのいずれかに該当する者。	→①
	奈良県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第2号該当 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者。	→②
	奈良県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第3号該当 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認める者。	→③
	奈良県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第4号該当 建築士法による二級建築士として4年以上の実務経験を有する者又は建設業法による土木、建築、造園に関する一級施工管理の資格を有する者若しくは二級施工管理の資格を有した後、5年以上の実務経験を有する者など、第1号から第3号と同等以上の知識及び経験を有するとして知事が認める者。	→④

登録を希望する住所

居住地住所を希望する	
勤務先所在地を希望する	

- ① 資格要件申告書（様式第2号）
→② 実務経験証明書（様式第3号）
→③ 実務経験証明書（様式第3号）
→④ 資格を証明する書類の写し
実務経験証明書（様式第3号）（一級施工管理の有資格者は不要）

どちらかに○を付けてください。

登録番号	有効期限
—	—

様式第1号説明

「被災宅地危険度判定士登録申請書」記入上の注意

- 1 この申請書は、被災宅地危険度判定士として登録を受ける意思があり、資格要件を満たしている方のみ提出してください。
- 2 「受付番号」欄、「登録番号」欄及び「有効期限」欄以外の全ての欄に記入してください。
- 3 「申請日」は、講習会の開催日を記入してください。
- 4 この登録申請書には、あなたの資格要件によりそれぞれ定められた添付すべき書類がありますのでご注意ください。詳しくは、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課開発指導係（連絡先：0742-27-7573）にお問い合わせください。
- 5 各欄の記入手順
 - (1) 「申請者氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、ふりがなを付けてください。生年月日は、'大正：T、昭和：S、平成：H'のうち該当するものを○で囲んで記入してください。
 - (2) 「居住地住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡のとることができる所）を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。
 - (3) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地の住所を記入してください。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に最も確実に連絡がとれる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等、非常時の連絡に手間がかかるおそれがある番号は避けてください。
 - (4) 「血液型」欄は、該当箇所を○で囲んでください。
 - (5) 「緊急連絡先」欄は、本人にトラブルがあった場合の緊急連絡先を記入してください。
 - (6) 「資格要件該当別」欄は、あなたの宅地判定士となれる資格に該当する欄に○を記入してください。なお、○を付ける欄により添付する証明書等の種類が異なりますので注意してください。
第3条第1項第1号（：①の欄）に○をつけた場合には、「被災宅地危険度判定士資格要件申告書（様式第2号）」とこの「申告書」の中で添付することとされている書面を、第3条第1項第2号又は第3号（：②又は③の欄）に○をつけた場合には、「被災宅地危険度判定士実務経験証明書（様式第3号）」を、第3条第1項第4号（：④の欄）に○を付けた場合には、あなたの資格を証明する書類の写しと「被災宅地危険度判定士実務経験証明書（様式第3号）」（一級施工管理の有資格者は不要）を添付する必要があります。
 - (7) 「登録を希望する住所」欄は、どちらかに○を記入してください。
- 6 申請日6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm、横2.4cmの写真を1枚講習会当日に持参してください。（裏面に氏名を記入してください。）

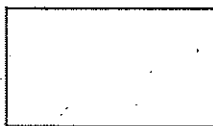
被災宅地危険度判定士

資格要件申告書

わたくしは、奈良県被災宅地危険度判定士登録要綱第3条第1項第1号に定める、
資格要件に下記のとおり該当することを必要書類を添え申告します。

記

該当する資格要件



裏面から該当する要件を記入する。

令和 年 月 日

奈 良 県 知 事 殿

申告者氏名（自署）

様式第2号裏面

該当する資格要件

該当するもののいずれか1つの記号を表面□に記入し、指定された証明書を添付してください。

ア 大学卒業者：宅造令第17条第1項、都計規則第19条第1号イ該当 大学（短大を除く。）又は旧大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類	卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書
イ 3年課程の短期大学卒業者：宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当 短大において、正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者及び正規の都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程（夜間を除く）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者 必要な添付書類	卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第3号）
ウ 短期大学、高等専門学校卒業者：宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関し四年以上の実務の経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類	卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第3号）
エ 高等学校卒業者：宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1号ニ該当 高等学校又は旧中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類	卒業証明書（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第3号）
オ 大学院等在学経験者：宅造令第17条第5号告示1号、都計規則第19条第1号チ告示第38号該当 大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して、一年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類	在学の期間を証明する書類（必要な場合において履修科目証明書を追加） 実務経験証明書
カ 技術士：宅造令第17条第5号告示第2号、都計規則第19条第1号ホ告示第39号該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者 必要な添付書類	技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書 実務経験証明書（様式第3号 技術部門を建設部門とする場合は、不要）
キ 一級建築士：宅造令第17条第5号告示第3号、都計規則第19条第1号ヘ該当 一級建築士の資格を有する者 必要な添付書類	一級建築士登録証の写し
ク 認定講習（登録講習機関の講習を含む）修了者：宅造令第17条第5号告示第4号、都計規則第19条第1号ト該当 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を有する者及び十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で認定講習を修了した者 必要な添付書類	認定講習会等修了証の写し 実務経験証明書（様式第3号）

注）この面で「宅造令」とあるのは、「宅地造成法施行令」を、「宅造告示」とあるのは「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。

様式第2号説明

「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」記入上の注意

- 1 この申告書は、「被災宅地危険度判定士登録申請書」の「資格要件該当別」欄に第3条第1項第1号に該当すると記入された方（①の欄に○をつけた方）のみ提出してください。
②、③または④の欄に○をつけた方は、この申告書を提出する必要はありません。
- 2 各欄の記入手順
 - (1) あなたの資格要件を裏面から一つ選択し、「該当する資格要件」欄に該当する記号を記入してください。なお、裏面の資格要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適当と考える資格要件を一つだけ選択し、記入してください。
 - (2) 裏面のあなたが選択した「該当する資格要件」の欄内に必要な添付書類が記載されています。この必要な添付書類は資格要件ごとに異なりますので、注意してください。
 - (3) 資格要件「ア」から「オ」に該当する方
「在学の期間を証明する書類」または「卒業証明書」は、それぞれ証明書の原本を添付してください。卒業証明書等のコピーでは受付できません。
また、添付していただいた証明書で資格要件として必要な学科課程を修めていることが確認できない場合には、「履修科目証明書(又はこれに準ずる証明書)」の追加添付をお願いすることがあります。(なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書等の添付をお願いすることになります。)
 - (4) 資格要件「カ」に該当する方
「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付してください。技術部門が記載されていない場合には、受付できません。
 - (5) 「実務経験証明書(様式第3号)」は、証明が必要となる期間が資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意してください。
 - (6) 提出年月日は、講習会の開催日を記入してください。
 - (7) 「申請者氏名」は、必ずあなたの自筆で記入してください。なお、捺印は必要ありません。

被災宅地危険度判定士 実務経験証明書

下記の者は、
〔土木、建築又は宅地開発に関する技術〕
〔土木、建築又は宅地開発に関する業務〕
に関し、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

令和 年 月 日

職 名
証 明 者
氏名 (自署)

被証明者氏名		生年月日		年	月	日	証明期間	年	月から	年	月まで
職	名	主 な 経 験 の 内 容					期 間				
							年	月から	年	月まで	
							年	月から	年	月まで	
							年	月から	年	月まで	
							年	月から	年	月まで	
							年	月から	年	月まで	
							年	月から	年	月まで	
							年	月から	年	月まで	
							年	月から	年	月まで	
							年	月から	年	月まで	
							年	月から	年	月まで	
							年	月から	年	月まで	
合 計							年	月から	年	月まで	

様式第3号説明

「被災宅地危険度判定士実務経験証明書」記入上の注意

- 1 「被災宅地危険度判定士登録申請書」または「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」で、「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を行い、提出してください。

この証明書の提出を必要としない方は、第3条第1項第1号に該当し（登録申請書で資格要件該当別の①に○をつけた方）、資格要件申告書のキ「技術士」で技術部門を建設部門とする方、ク「一級建築士」である方及び第3条第1項第4号に該当し（登録申請書で資格要件該当別の④に○をつけた方）、建設業法による土木、建築、造園に関する一級施工管理の資格を有する方のみとなります。

- 2 この証明書は、証明者が証明することのできる期間のみ一枚にまとめて記載することができます。証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けてください。

また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間については、いずれか一枚の証明しか有効となりませんのでご注意ください。

3 各欄の記入手順

- (1) 証明文書中の「土木、建築又は宅地開発に関する技術」と「土木、建築又は宅地開発に係る業務」は、どちらかあなたが該当する方を一方だけ残し、他方を —— で消してください。

なお、第3条第1項第1号、第2号及び第4号に該当する方は「土木、建築又は宅地開発に関する技術」を残し、第3条第1項第3号に該当する方は、「土木、建築又は宅地開発に係る業務」を残してください。

- (2) 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行った日を記入してください。

- (3) 「証明者」となれるのは、あなたが、「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。例えば、「××部○○課」に所属していた期間の証明は、「○○課長」または「××部長」の証明が必要となります（当然ながら「部長」より上位の管理者でもかまいません）。

なお、証明者の氏名については自筆で署名してください。但し、証明者の役職の公印を捺印する場合には記名の必要はありません。

- (4) 「被証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入してください。

- (5) 「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間（あなたが証明者の管理する部署に所属していた期間）を記入してください。

なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月の1日（朔日）でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。

- (6) 「職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に（例えば「××部××課××係技術吏員」等）記入してください。

- (7) 「主な経験の内容」欄には、「職名」欄に記載した役職にいた期間中にあなたが行った具体的な業務の名称を、概ね2年毎に一つ以上記載してください。

- (8) 「期間」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入してください。

なお、期間は、「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月の1日（朔日）でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。

- (9) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を記入してください。